

小学校・中学校の適正規模の基本的な考え方

1 学校規模の区分

国の基準を参考にしつつ、規模が小さい学校について、クラス替えができるかどうかの視点から、学校規模の区分を設けています。

過小規模	全学年でクラス替えができない規模
小規模	クラス替えができない学年がある規模
やや小規模	(中学校のみの区分) 小規模だが、全学年でクラス替えができる規模

(1) 小学校における学校規模の区分

学級数	～ 6	7 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

(2) 中学校における学校規模の区分

学級数	～ 3	4 ～ 5	6 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	やや小規模	適正規模	大規模	過大規模

2 学級数の基準

学級数については、次の1学級あたりの児童生徒数の基準で推計しています。

学 年	人 数
小学1年生～中学1年生	35 人
中学2年生及び中学3年生	40 人

※ 中学2年生は令和8年度以降、中学3年生は令和9年度以降について、1学級あたり35人で推計しています。

<複式学級>

複式学級とは、児童又は生徒数が一定の基準を下回る学校において、複数学年の児童又は生徒を同じ学級として編成する制度のことです。

複式学級となる愛知県の基準（小学校）

1・2年生	2学年の合計が7人以下
3年生以上	各2学年（3・4年生又は5・6年生）の合計が14人以下

3 対応の考え方

全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数の教員を配置するためには、小学校、中学校ともに、1学年に2学級以上あることが必要であると考えます。

過小規模	過小規模校を優先に、通学区域の変更や学校の統合などにより、適正規模の確保に努めるように検討します。
小規模	
やや小規模 (中学校のみ)	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。